

習志野市教育委員会会議録
(平成24年第2回定例会)

- 1 期 日 平成24年2月21日(火)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時25分
- 2 出席委員 委員長職務代理者 澤 村 洋 子
委 員 青 木 克 己
委 員 鈴 木 大 地
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 教育総務部長 柴 崎 一 雄
学校教育部長 押 田 俊 介
生涯学習部長 藤 田 勉
教育総務部参事 若 林 一 敏
学校教育部参事 加 藤 清 一
学校教育部次長 江 口 和 夫
生涯学習部次長 早 瀬 登 美 雄
学校教育部副参事 鈴 木 博
生涯学習部副技監 及 川 隆 志
生涯学習部副参事 井 澤 元 行
企画管理課長 飯 島 稔
施設課長 江 口 浩 雄
学校教育課長 小 熊 隆
指導課長 長 安 誠
総合教育センター所長 村 田 均
学校給食センター所長 廣 瀬 功 一
社会教育課長 星 昌 幸
生涯スポーツ課長 松 岡 秀 善
青少年課長 浅野目 俊 紀
青少年センター所長 大 野 博 之
菊田公民館長 佐々木 とも代
教育総務部主幹 松 本 健 志
学校教育部主幹 江 川 陽 史
学校教育部主幹 真 田 知 幸
学校教育部主幹 小 林 伸 二
学校教育部主幹 蓬 田 はるみ
学校教育部主幹 菊 池 美 枝 子
生涯学習部主幹 片 岡 利 江

4 会議内容

委員長職務代理者が

平成24年習志野市教育委員会第2回定例会の開会を宣言。

委員長が欠席のため、委員長職務代理者が議事の進行を行うこととした。

委員長職務代理者が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)、(2)及び議案第6号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長職務代理者が

本日の日程について、非公開の議案等を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長職務代理者が

平成24年第1回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(3) 平成23年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰の功績の追加について (企画管理課)

企画管理課長が

「谷津小学校管弦楽クラブ」については、平成23年第12回定例会において習志野市教育委員会顕彰規程により既に議決をし、先月の顕彰式で表彰状の授与をしたところであるが、今回は、平成24年1月22日に開催された「平成23年度こども音楽コンクール」の小学校重奏部門及び合奏第2部門において、文部科学大臣奨励賞を受賞したため、その功績を追加するものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 平成23年度 学力調査結果に基づく授業改善について (指導課)

総合教育センター所長が

平成23年2月に、小学校4年生を対象として国語と算数の、中学校2年生を対象として国語、数学、英語の学力テストを実施し、その結果を調査分析し、学力状況の実態に基づく授業改善のための提言を取りまとめたので報告するものである。まとめられた改善点を来年度の授業に盛り込み、習志野市の学力の向上に向けて努力していきたいと考えている、と概要を説明

委員が

対象の学年が小学校4年生と中学校2年生になっているのは何故か、と質問

学校教育部次長が
指導の積み重ねが翌年度に見られるため対象とした、と回答

委員が
算数の「図形」の領域に課題があるとなっているが、どのように考えているのか、と質問

総合教育センター所長が
小学校4年生の算数は、全体では全国平均を上回っており、問題を応用して解いていく力はあると考えられるが、内容別に見ると「図形」に係る学力の定着が浅い傾向があるため、図形の問題を多く取り入れるなどの授業改善を行った、と回答

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、報告事項（4）は了承された。

議案第7号 習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の制定について (社会教育課)

社会教育課長が
議案第7号から第9号までは市民プラザ大久保開設に伴う関係規則の制定及び一部改正である。習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例は平成23年習志野市議会第3回定例会で可決、公布されたところであるが、その時点では建物は建設途中であるため、条例の施行期日は教育委員会規則で定めるとした。今回は条例の施行期日を定める規則の制定し、本格稼働を4月1日としようとするものである。なお、条例の附則において、準備行為は条例の施行前でもできるとしているため、内覧や使用申込み等は3月中でも可能である、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第7号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第8号 習志野市市民プラザ大久保管理規則の制定について (社会教育課)

社会教育課長が
市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例に細目については教育委員会では定めるとされていることから、管理規則として定めようとするものである。貸館業務など、類似する施設であるコミュニティセンターと同質のものとなるが、ギャラリーを持つ市民プラザの特性を考慮し、市内使用者の使用申請受付を6ヶ月前からにすることとした、と概要を説明

委員が
市民プラザは教育委員会が管理すべき施設となるのか、と質問

社会教育課長が

ギャラリーやスタジオを中心とした生涯学習施設であること、また地域間交流や異世代交流を行う広い意味での生涯学習施設でもある。類似する施設であるコミュニティセンターも生涯学習施設として社会教育課が管理している実績があることから、教育委員会で管理するのがふさわしいと考えている、と回答

委員が

稼働率ほどの程度を見込んでいるのか、と質問

社会教育課長が

コミュニティセンターでの実績からの推定となるが、50%程度の稼働率を目指していきたいと考えている、と回答

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第8号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第9号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について (社会教育課)

社会教育課長が

習志野市教育委員会行政組織規則における社会教育課の事務分掌に、市民プラザ大久保の設置及び管理に関することを追加し、市民プラザ大久保の所管が社会教育課であることを明らかにしようとするための改正である、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第9号は全員賛成で原案どおり可決された。

請願第1号 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願

事務局が請願書を朗読

請願の要旨

1. 宗教的影響内容が中立性を欠く教科書で現在使用中のもの及び新しく採択されたものを使用しないこと。
2. 学校においてクリスマス会など特定の宗教の祭礼行事を行わないこと。

学校教育部長が参考意見として以下のとおり説明

請願内容の1点目は、宗教的影響内容が中立性を欠く中学校英語教科書で現在使用中のもの及び新しく採択されたものの不採択についてであるが、指摘のあった教科書はすべて文部科学省の教科書検定に合格したものであり、教科書の採択にあたっては、採択に関係する各法に従い、綿密な調査研究に基づいて公正かつ適正に採択されている。

請願内容の2点目は、教室内で強制的に児童生徒にクリスマス会等、特定の宗教の祭礼行事をさせないようにすることであるが、教育課程における宗教の取扱いについては、教育基本法や学習指導要領及び文部事務次官通達等によって定められており、請願者が指摘する特定の宗教の祭礼行事などは授業や学校行事で児童生徒に強制するような教育が行われないよう留意しているところである、と説明

委員が

このような請願は過去にも受けたことがあるのか。また、請願が出された場合には常に教育委員会会議で取り扱わなければならないのか。

企画管理課長が

平成18年に同じ宗教法人から同様の内容の請願を受けたことがある。また、習志野市教育委員会会議規則第28条に「教育委員会に請願しようとする者は、請願の趣旨並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)を記載した文書を教育長を経由して委員長に提出しなければならない。」と規定されていることから、基本的に請願としての形式が揃っていれば教育委員会会議で取り扱うこととなる、と回答

委員が

教師の指導方法によって、指摘されている教科書を使っても問題なく指導できるだろうし、別の教科書であっても宗教色が強くなる可能性はあるだろう。習志野市教育委員会としては文部科学省の検定に合格した教科書を千葉県の指導を受けながら、法令に沿って八千代市と合同で採択したのであるから問題はないはずである。現場の教師1人ひとりの捉えかたによるものでもあるが、このような請願があるということを、教育委員会としても心しておく必要がある、と発言

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、採決の結果、請願第1号は賛成者なしで不採択となった。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成24年3月28日(水)午後3時に決定された。

<報告事項(1)、(2)及び議案第6号は非公開>

報告事項(1) 平成23年度教育費予算案(3月補正)について (企画管理課)

企画管理課長が

3月補正は災害復旧事業の国庫補助金や地方債等の事業に充当する財源の調整に係る補正と一般事業の事業費の確定などに伴う決算調整及び財源調整に係る補正を行おうとするものである。今回の補正予算については、教育委員会から市長に申し入れを行ったものではなく、先程の2点の理由から予算計上したことについて、市長より内示があったため報告するものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

報告事項（２） 平成２４年度教育費当初予算案について （企画管理課）

企画管理課長が

平成２４年度教育費当初予算案については、平成２３年教育委員会第１２回定例会での議決後、市長に申し入れをし、その後、市長事務局との予算折衝を行った。今回の報告は、２月２２日から開催される平成２４年習志野市議会第１回定例会に市長が提案した「平成２４年度習志野市一般会計予算（案）」のうち教育費予算について整理したものである。歳入予算総額は、対前年度比２３．２％減の１６億５千７４１万７千円となっている。

職員給与費及び基金積立金を除く、教育費歳出予算総額は、対前年度比７．１％減の５８億６千４８５万２千円である。減となった主な要因は、津田沼小学校全面改築事業や谷津小学校グラウンド用地取得事業で増額となる一方、第一中学校グラウンド用地取得事業が２３年度に完了したことなどにより、全体としては減となっている。平成２４年度における職員給与費及び基金積立金を含む教育費歳出予算総額は、対前年度比６．７％減の８２億９５８万３千円で、一般会計歳出予算額５０７億５千万円に占める割合は、１６．２％となっている、と概要を説明

委員が

小学校施設トイレ改善事業が見送りとなっているが、トイレは学校によってかなり差がある。トイレは学校の顔でもある。習志野の教育を支えるためにも何とかして実施するべきでないのか、と質問

施設課長が

事務局としては是非ともやりたいという事で進めてきたが、震災の影響等で国庫補助が見込めないことなどから見送りとなった経緯がある、と回答

教育総務部長が

市長の公約にもトイレの改修が入っているし、教育長もトイレ環境の改善による教育効果は認識している。多額の経費がかかることから補助金の活用が見込めない中に見送りとなったが、平成２５年度以降の予算確保、トイレ改善実施に向けて進めていきたい、と回答

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

議案第６号 平成２４年度教育行政方針について （企画管理課）

教育総務部主幹が

平成２４年度習志野市教育行政方針については、平成２４年教育委員会第１回定例会に行った協議を踏まえて修正したものを、改めて議案として提出するものである。

大きな修正点としては、「重点施策」、「基本施策」と標記していた１４の施策はあくまでも「習志野市教育委基本計画」に位置づけられた施策であり、その年度に重点的に扱うも

のではないため、誤解を避けるため、基本計画と同じく単に「施策」とした。また、その他、文言の修正等を行った。

なお、今後の予定としては、各部や小中学校等に通知するとともに、市ホームページでの公表、24年度教育行政要覧への掲載をする予定である。関係機関できちんとした取り組みがなされるよう、趣旨の周知を徹底し、さらに点検・評価を確実に行っていきたいと考えている、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第6号は全員賛成で原案どおり可決された。

委員長が

平成24年習志野市教育委員会第2回定例会の閉会を宣言